

長野県労働金庫

所在地：長野市県町
事業内容：金融・保険業
労働者数：463名（男266名、女197名）



1. 一般事業主行動計画

- (1) 計画期間 平成26年1月1日～平成28年3月31日
- (2) 行動計画の内容
 - ① 計画期間内に、育児休職の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること
女性職員・・・取得率を90%以上にする
 - ② 男性職員による子の看護休暇の取得を促進する。
 - ③ 計画年休等を通じ、年次有給休暇取得を促進する。
 - ④ 職員全体の時間外労働時間が削減できるよう取り組みを行う。

2. 目標に対する取組結果

- ① 計画期間中の育児休職取得率 男性職員・・・4名 女性職員・・・100%
- ② 庫内報にて、子の看護休暇の取得についての記事を掲載し、男性職員の育児参加意識の向上を図った。(計画期間中のべ3名取得)
- ③ 庫内報にて年次有給休暇取得についての記事を掲載し、取得意識の向上を図った。
- ④ 毎月、保健衛生委員会を開催し、時間外労働発生原因の分析を断続的に行った。
毎月、各営業店により提出される「健康管理月報」においてノー残業デイの実施報告および次月の実施予定を所属長より報告させる事で定着化する仕組みを構築。

3. 計画期間中の育児休業等取得者数

- <男性> 育児休業取得者 4名
<女性> 育児休業取得者 20名（出産した女性労働者20名、育児休業取得率100%）

4. その他の特例認定基準達成状況

- (1) 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（特例認定基準7）
小学校就学始期に達するまでの子を養育する従業員に対し、所定外労働の制限および育児短時間勤務措置を実施
- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（特例認定基準8）
 - ① 所定外労働の削減措置
週1回のノー残業デイの徹底。
 - ② 年次有給休暇の取得促進措置
各種取組により1人当たり平均年間取得10日間以上を達成。

- ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件整備のための措置
正職員・・・年1回全県転勤と勤務地限定転勤の選択(勤務地限定転勤制度)
準職員およびパート職員・・・正職員および準職員への登用試験実施
- (3) 出産した女性の継続就業率(特例認定基準9) 100%
- (4) 女性労働者の就業継続、能力向上等のための取組(特例認定基準10)
女性キャリアリーダー研修の開催。